

## ○単身赴任手当に関する事務取扱について

令和7年6月17日

道本務第1125号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

みだしのことについては、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年道条例第34号。以下「給与条例」という。）、単身赴任手当に関する規則（平成2年道人事委員会規則7-754。以下「規則」という。）及び「単身赴任手当の運用について」（平2. 3. 26人委第1022号。以下「運用通知」という。）によるほか、この通達により令和7年4月1日から適用することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「単身赴任手当に関する事務取扱について」（令5. 9. 26道本務第2344号）は、廃止する。

### 記

#### 1 事務の委任

任命権者が行う規則第8条の規定による届出事実の確認並びに支給すべき手当額の決定及び改定並びに規則第11条の規定による事後の確認の事務については、警察本部及び方面本部の各課長（課長に相当する者を含む。）、警察学校庶務部長並びに警察署長（以下「認定権者」と総称する。）に委任する。

#### 2 認定等に関する留意事項

(1) 単身赴任手当は、部局を異にする異動、在勤する部局の移転又は採用（以下「異動等」という。）に伴い、住居を移転することを要件としているので、研修及び出張に伴うものは対象とはならない。

(2) 単身赴任手当は、同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することを要件としているので、異動等前に既に配偶者等と別居していた場合は対象とはならない。ただし、単身赴任手当を支給されていた職員が更に異動等をし、引き続き単身赴任した場合で、配偶者等の住居から異動等後に在勤することとなる部局に通勤することが困難であると認められるとき（3の(1)の事項に該当するものを含む。）は、引き続き単身赴任手当が支給される。

(3) 給与条例第13条の2に規定する「別居」とは、配偶者等と生活の本拠を異にしていると認められる場合で、別居の際におおむね1月以上配偶者等と別れて生活することが見込まれ、少なくとも月の過半は配偶者等と別れて生活することをいう。

(4) 給与条例第13条の2に規定する「単身で生活することを常況とする」とは、生活を共にする者がいないことをいい、同居者がいても各自が独立した生活を営んでいると認められる場合はこれに該当するが、職員若しくは配偶者の父母又は子（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く。以下この事項において同じ。）と同居している場合は生活を共にしていると認められ、単身で生活している職員とはならない。

なお、職員が職員若しくは配偶者の父母又は子と同居していたが、その後にこれらの者と別居し単身で生活することとなった場合は、その時点から「単身」の要件を具備することとなる。

#### (5) 距離の算定等

ア 規則第3条の通勤距離を算定する場合において、交通機関の営業距離から明らかに60キロメートル以上となる場合は、徒歩の距離の算定は省略して差し支えない。

イ 規則第4条の交通距離の算定は、次のとおりとする。

(7) 最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法については、職員の住

居から配偶者の住居までの交通機関の状況について、運行本数又は運行時間、利用に係る時間帯、運賃、一般の利用状況等を総合的に勘案した上で、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法とする。

なお、当該経路及び方法については、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年道条例第38号）第7条に規定する最も経済的な通常の経路及び方法とは異なる場合もあるので留意すること。

- (イ) 最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法が複数ある場合は最短の経路によるものとし、明らかに交通距離の区分を異にしない場合は、徒歩の距離の算定は省略して差し支えない。
- (ロ) 認定権者は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法とは認められない最短の経路がある場合等、取扱いについて疑義が生じる場合、交通機関の運行状況等について慎重に検討した上で認定すること。
- (ハ) 配偶者のない職員について、異動等前に同居しており、当該異動等に伴う転居により別居し、通勤困難となる住居に居住する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が複数ある場合には、職員の住居との間の交通距離が最も長い子の住居により加算額に係る交通距離を算定するものとする。

- (6) 規則第6条の規定に基づく支給の調整は、配偶者が単身赴任手当又は職員以外の地方公務員等として単身赴任手当に相当する手当を支給される場合に限られることから、民間企業から支給される単身赴任手当に相当する手当とは調整しないこととする。

### 3 職務の遂行上居所を指定された職員の取扱い

- (1) 規則第5条第2項及び運用通知第5条関係第6項に規定する「人事委員会が認めるもの」は、次に掲げるものとする。

ア 警察署に勤務する次の職員のうち、突発的事件、事故等に対処するため、居所を指定されたもの

- (ア) 次に掲げる職にある職員

- a 警察署長
- b 刑事官又は刑事・生活安全官
- c 刑事第一課長
- d 刑事第二課長（組織犯罪対策を担当する課長に限る。）
- e 刑事第三課長
- f 組織犯罪対策課長
- g 薬物銃器対策課長
- h 交通官又は地域・交通官
- i 交通第二課長又は交通課長

- (イ) 交番又は駐在所に勤務する職員のうち、北海道財務規則（昭和45年道規則第30号）第205条の4第2号に規定する宿舎に居住するもの

- (ロ) (ア)の事項及び(イ)の事項に掲げる職員以外の職員のうち、居住する市町村内に職員又は配偶者の所有に係る住宅（運用通知第2条関係に定める住宅を含む。）を有しないもの

イ アの事項に掲げる職員以外の職員のうち、突発的事件、事故等に対処するため、居所を指定された者で、警察本部長が特に認めるもの

- (2) 認定権者は、職員が(1)のイの事項に該当する場合については、あらかじめ、警察本部警務課長に協議するものとする。

### 4 初任科生の取扱い

警察学校初任部に所属している初任科生（入寮生に限る。）にあつては、規則第2条第5号

に規定する「配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情」並びに規則第5条第7号により読み替えられた規則第5条第2項第1号及び第2号に規定する「人事委員会の認めるもの」とする。

5 運用通知第8条関係第4項及び第5項の規定等に基づく協議の取扱い

(1) 運用通知第8条関係第4項及び第5項の規定等に基づきあらかじめ人事委員会に協議することとされている事項のうち、「単身赴任手当の運用に係る協議について」（令5. 3. 30人委給第196号）により取り扱う場合にあっては、人事委員会に協議を行ったものとして取り扱うこととなるので、認定権者において証明書類等を確認の上、認定すること。

(2) 認定権者は、職員が規則第2条第5号若しくは第3条第2号又は運用通知第5条関係第1項第2号、第2項第3号若しくは第3項第2号に該当すると認められ、前事項に該当しないものについては、あらかじめ、警察本部警務課長に協議するものとする。

6 異動した場合の取扱い

(1) 単身赴任手当の支給を受けている職員（次事項において「単身職員」という。）が、認定権者を異にして異動した場合には、異動前の認定権者は、当該職員の単身赴任手当認定簿、単身赴任届及び証明書類を速やかに異動後の認定権者に送付するものとする。

(2) 前事項による単身赴任手当認定簿等の送付を受けた異動後の認定権者は、当該職員が引き続き単身赴任手当の支給要件を具備しているかどうかの確認を行うものとし、引き続き単身赴任手当の支給要件を具備している場合にあっては、当該職員から単身赴任届及び証明書類等を提出させ、改めて認定すること。ただし、単身職員が同一庁舎内で認定権者を異にして異動した場合で、認定権者が異動後においても引き続き異動前と同一の単身赴任手当の支給要件を具備していることを確認したときは、当該異動に伴う単身赴任届を提出させることなく、その確認の結果を単身赴任手当認定簿の事後の確認欄に記載し、整理するものとする。